

BCPの策定支援

外部の専門家を活用し、BCP（事業継続計画）を

策定する場合のコンサルティング費用の一部を助成します



フォローしてね♡

令和6年4月1日から申請受付開始

※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。
※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性があります。
募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

対象者

台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業

※ 農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。

事業概要

助成限度額

最大 **10** 万円

助成率

助成対象経費の
1/2 以内

助成対象経費

BCPを新規策定する場合の
コンサルティング費用
※ 改定は対象外です。

※消費税は対象外です

※リボ払いでのお支払いは対象外です。

※助成決定前に支払い・着手した場合は対象外です。

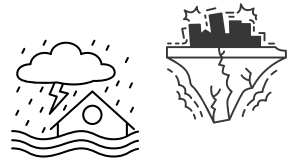
BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは？

企業が自然災害・大火災・感染症流行などの**緊急事態**に遭遇した場合に、

事業資産の損害を最小限にとどめつつ、

中核となる **事業の継続や早期復旧** を可能とするために

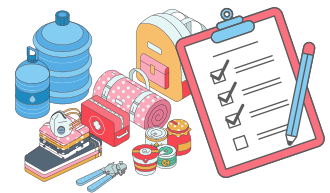
平常時に行うべき活動や緊急時における **事業継続のための手段**などを取り決めておく計画



BCPを策定するメリット

BCPを策定すると、


- ✔ 社員、顧客の命を守ることや事業を守ることにつながる
- ✔ 有効な営業ツールとして活用ができる
- ✔ 業務の効率化を実現できる といった効果があります。



BCPの策定は、会社の信用力の向上や、優秀な人材の確保にもつながる有効な手段です。


事業団の支援事業を活用して、新しいチャレンジをしてみませんか。

① **申請書類の作成**



① **助成金交付申請**
申請書類を郵送または持参にて提出

台 **申請内容の審査**



約1週間


台 **助成決定**



① **2025年 3/14 締切**
・BCPの策定
・経費の支払

① **2025年 3/14 締切**
実績報告の提出
実績報告書類を郵送または持参にて提出

台 **実績報告の審査**




約1ヵ月

台 **助成額確定・助成金交付**



申請書類

- 
- (1)申請書
 - (2)事業計画書
 - (3)申請前確認リスト
- (1)~(3)は事業団WEBサイトからダウンロード
- (4)【法人】登記簿謄本の写し
 - ・ 台東区に本店登記がされているもの
 - ・ 発行後3か月以内のもの
 - 【個人事業者】開業届の写し
台東区に本拠地があるもの
 - (5)【法人】下記①または②
 - ①直近の法人税の納税証明書（その1）*税務署で取得
 - ②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得
 - 【個人事業主】下記①または②
 - ①直近の所得税の納税証明書（その1）*税務署で取得
 - ②直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得
 - (6) 見積書など資金計画の根拠となるもの
 - (7) 委託先の事業者概要

※助成決定後～3/14までに履行・支払いが完了し実績報告の提出ができる経費が対象

留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、1企業、年1回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。（事前に日程調整させていただきます。）

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当
〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内
受付時間： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL：<https://taito-sangyo.jp/>

TEL：03-5829-4124

FAX：03-5829-4127

